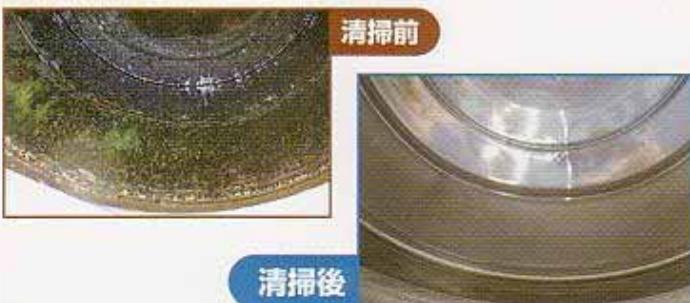
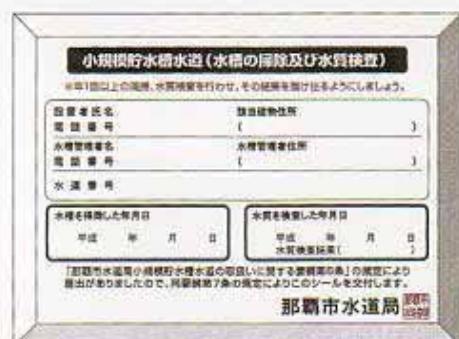
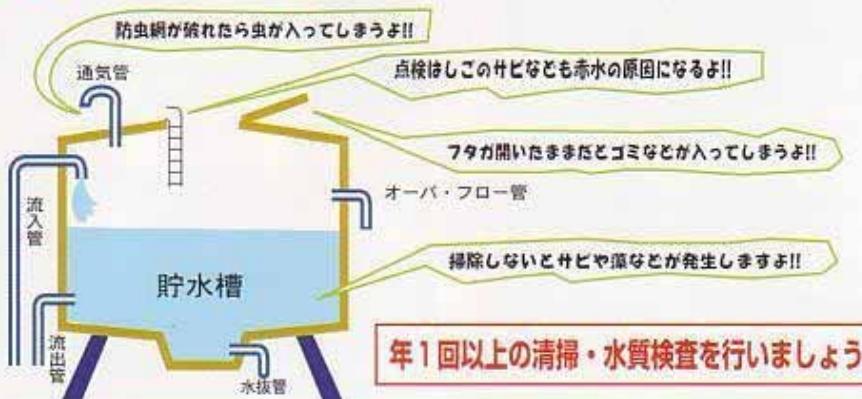


貯水槽の中は意外と汚れています… 水道水をより安心してご利用いただくために 年1回以上の清掃・水質検査を行いましょう

* 貯水槽(水タンク)の管理責任は設置者にあります。



水槽の主な汚染原因



管理状況シール

貯水槽の清掃を行う場合は配水課までご連絡いただくと県の登録を受けた清掃業者を紹介いたします。
また、清掃・水質検査終了後は配水課までお届けいただくと管理状況シールを発行いたします。

お問い合わせ先：配水課 832-4174

貯水槽水道ってな～に？

貯水槽とは、簡単に言うと水タンクのことで受水槽や高置水槽などの種類があります。

貯水槽水道とは、貯水槽が設置されている建物の貯水槽から蛇口までの水道施設全体のことです。

貯水槽水道(右図)は、有効容量が $10m^3$ を超える簡易専用水道と $10m^3$ 以下の小規模貯水槽水道とに分かれています。簡易専用水道については、従来より水道法によって年1回の検査機関による検査が義務付けられています。また、小規模貯水槽水道についても、水道法改正により、管理の充実を図るために水道事業者と設置者の責任を各水道事業体の条例や要綱等で明確に定めることになりました。そこで、那覇市では平成14年度に条例や要綱を改正し、平成15年度から設置者に対して管理に関する指導、勧告、情報提供を行っております。

